

## 我が国の秘密保全に関する現行法制 ①

## 職務上知ることのできた秘密(国家公務員法等)

○職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべて

職員が担当している職務に直接関係する秘密(職務上の秘密)のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる。

- 同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべき(昭和52年12月19日最高裁決定)
- 国家公務員法109条12号、100条1項にいう秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう(「外務省秘密漏えい事件」昭和53年5月31日最高裁決定)

## 防衛秘密(自衛隊法)

- ・自衛隊についての自衛隊法別表第四に掲げる事項
- ・公になっていないもの
- ・我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(特別防衛秘密に該当するものを除く。)
- ・防衛大臣が指定したもの

※ 自衛隊法別表第四

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

## 我が国の秘密保全に関する現行法制 ②

## 特別防衛秘密(MDA法)

・次に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件

・公になっていないもの

- ① 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について次に掲げる事項
  - イ 構造又は性能
  - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
  - ハ 使用の方法
  - ニ 品目及び数量
- ② 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する①イからハまでに掲げる事項に関するもの

※ MDA法：日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

※ 日米相互防衛援助協定等：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

## 合衆国軍隊の機密(刑事特別法)

・合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件

・公になつていないもの

別表

- 一 防衛に関する事項
  - イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
  - ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
  - ハ 部隊の任務、配備又は行動
  - ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
  - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- 二 編制又は装備に関する事項
  - イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
  - ロ 編制又は装備の現況
  - ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能
- 三 運輸又は通信に関する事項
  - イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
  - ロ 軍用通信の内容
  - ハ 軍用暗号

※ 刑事特別法：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

# 我が国の秘密保全に関する現行法制 ③

## 防衛秘密の管理

### 自衛隊法

- 標記又は通知による防衛秘密の指定  
〔その他の保護上必要な措置は、政令に委任〕

### 自衛隊法施行令

- 標記・通知の方法  
※ 印刷、押印又は刻印等による標記、書面による通知
  - 防衛秘密管理者の指名
  - 防衛秘密の表示、防衛秘密の指定時の周知
  - 防衛秘密管理者による防衛秘密取扱者の範囲の指定  
等
- 〔その他の防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目等は、訓令等に委任〕

## 特別防衛秘密の管理

### MDA法

- 〔特別防衛秘密の保護上必要な措置は、政令に委任〕

### MDA法施行令

- 特別防衛秘密の保護の必要度に応じた秘密区分の指定  
※ 秘密区分の種類・・・「機密」、「極秘」、「秘」
  - 特別防衛秘密の区分の標記・通知
  - 必要に応じ、特別防衛秘密に属する物件について近接してはならない旨の掲示  
等
- 〔その他の特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目は、訓令等に委任〕

## 我が国の秘密保全に関する現行法制 ④

	職務上知ることのできた秘密 (国家公務員法等)	防衛秘密(自衛隊法)	特別防衛秘密(MDA法)	合衆国軍隊の機密(刑事特別法)
漏えい	① 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	① 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	① 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ② 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	① 通常不当な方法によらなければ探知・収集できないものの漏えい 【10年以下の懲役】
過失犯	—	② 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁固又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	—
探知収集	—	—	⑥ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	② 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】
周辺の行為	② 漏えいの企て、命令、故意の容認、そそのかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	③ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】	⑦ ①・②の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑧ ⑥の探知・収集の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑨ ③の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】	③ ①・②の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】
根拠	国家公務員法第109条第12号・第111条、外務公務員法第3条・第27条、自衛隊法第118条第1項第1号・第2項、地方公務員法第60条第2号・第62条)	自衛隊法第122条	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条～第5条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条・第7条